

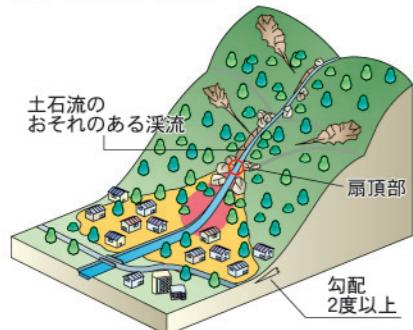
土砂災害について

◆ 土砂災害とは？

土砂災害とは、土石流、がけ崩れ、地すべりのことをいい、勾配の急な山やがけ、渓流のある地域に発生します。土砂災害のほとんどは、長雨や地震に起因し突然発生します。特に長雨や大雨の場合は、大量の水分が地中にしみ込み、その量が多いほど斜面の土が弱くなり、災害の発生する可能性が高くなります。このため、災害が発生するおそれのある区域を予め把握し、大雨などの際には気象情報の収集を行い、身の危険を感じたら早めの避難を心がけてください。

■ 土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象です。

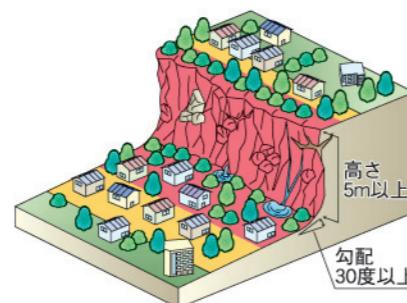


- 土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 土砂災害警戒区域
■ 土砂災害特別警戒区域

■ がけ崩れ

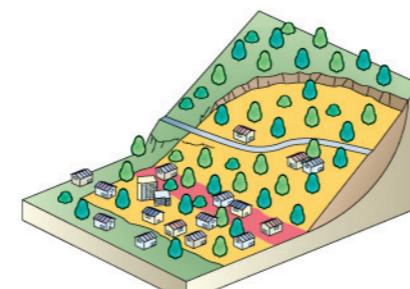
雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象です。



- 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)以内の区域

■ 地すべり

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象です。
※日高市には地すべりの区域の指定はありません。



- 地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲の区域

土砂災害防止法について

土砂災害防止法(正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」)は、土砂災害(がけ崩れや土石流など)から国民の生命・身体を守るために法律です。

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。

そのため、土砂災害が発生するおそれのある地域を明らかにし、危険の周知、避難体制の整備、住宅などの建築制限などを推進しています。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土石流等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。

◆ 土砂災害の前兆現象

こんな時はただちに避難してください

土石流



「山鳴り」といって、山全体がうなっているような音がする時

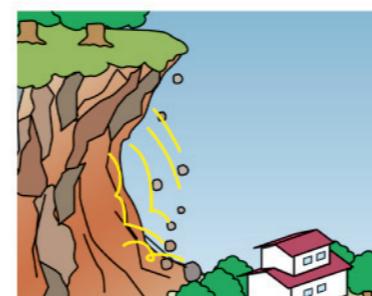


川の水が濁ったり、流木が混じっている時



雨が降り続いているのに、川の水が減っている時

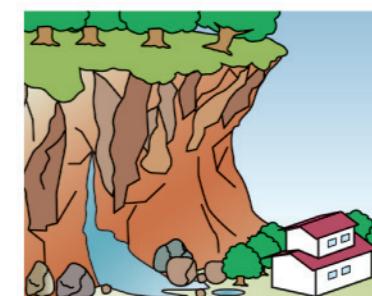
がけ崩れ



がけから小石がパラパラと落ちてきた時



がけに割れ目ができた時



がけから水が湧き出てきた時

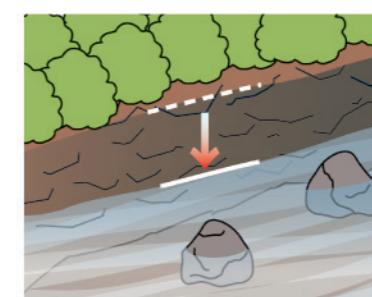
地すべり



地面がひび割れたり、一部分が陥没あるいは隆起した時



地下水などの水が濁った時



池や湖の水の量が急に変化した時

土石流～そのスピードは秒速10mにも～

土石流の速さは想像以上に速く、秒速にして10m、時速にして20kmから40kmに達することも。そのスピードで一瞬にして生命や財産をのみ込み、そのうえ、巨石や流木をも一緒に巻き込んでくるので、土石流の被害は壊滅的です。また、一気に流出してくるため、目視してから避難するのはとても困難です。前兆現象を確認したら、速やかに、土石流の流れと直角の方向へ避難しましょう。